

下 総 第 9 7 1 号
令和5年(2023年)6月28日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年2月10日付け監査報告第4号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

市民部生活安全課
菊川総合支所地域政策課
菊川総合支所市民生活課
菊川総合支所建設農林課

市民部生活安全課について

[指摘事項]

- (1) 建物の一部使用に係る行政財産使用許可に伴う使用料の算定について、使用建物の価格に1,000分の4.2を乗じて当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に当該額の100分の10に相当する金額を加算した額を使用料とし、その額に1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り捨てることとなっているが、誤って100分の10に相当する金額を加算する前に端数処理を行ったことにより過少算定となっていた。所要の措置を講じられるとともに適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

建物の一部使用に係る行政財産使用許可に伴う使用料について、再計算を行った結果、平成30年度において12円、平成31年度において12円、令和2年度において12円、令和4年度において12円の過少算定となっていたため、相手方へ説明の上、令和5年3月3日付けで追加納付の依頼文書及び納入通知書を送付し、令和5年3月23日に入金を確認した。今後は適正な事務処理に努める。

- (2) 都市公園施設の管理の継続の許可に係る使用料の算定について、当該施設の価格に100分の5を乗じて当該施設の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額を使用料としている。下関市都市公園条例第14条第1項の規定において当該使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるとなっているが、誤って1.1を乗じる前に端数処理を行ったことにより過少算定になっていた。所要の措置を講じられるとともに適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

都市公園施設の管理許可に係る使用料については、2者へ許可を行っている。再計算を行った結果、1者については、平成31年度において2円、令和4年度において1円の過少算定となっており、もう1者については、平成31年度において2円、令和2年度において1円の過少算定となっ

いたため、相手方へ説明の上、令和5年3月7日付けで追加納付の依頼文書及び納入通知書を送付し、令和5年3月17日及び令和5年3月22日に入金を確認した。今後は適正な事務処理に努める。

菊川総合支所地域政策課について

[指摘事項]

- (1) 菊川児童クラブに通う児童の生活バス利用について、同クラブを所掌する市民生活課長より地域政策課長宛に生活バス利用に係る使用料の減免申請書が提出され、所管課は下関市生活バス事業の設置等に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第6条第1項第4号（その他市長が特に認めるとき）を根拠に地域政策課長専決により使用料を減免（免除）しており、その減免にあたり当該児童に対し定期券を発行していた。

下関市生活バス事業の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第10条で、市長は特別な理由があると認めるときは使用料を減免できる旨が、また施行規則第6条第1項で、減免することができる場合及びその額が規定されているが、定期券の減免は施行規則第6条第2項で「前項（同項第4号を除く。）の規定は、定期券を発行するときの使用料の減免について準用する。」とされ、施行規則第6条第1項第4号（その他市長が特に認めるとき）の規定は減免できる場合から除外されており、当該減免の根拠が確認できなかった。

減免の取り扱いについては、条例及び施行規則の規定に則り適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

菊川児童クラブに通う児童の生活バス利用に関する使用料の減免については、市の政策として必要不可欠なサービスであり、継続して行く必要があることから、使用料の減免の取り扱いについて規定されている「下関市生活バス事業の設置等に関する条例施行規則」（条例及び施行規則の所管課：都市整備部交通対策課）を令和5年3月30日付け下関市規則第38号にて一部改正を行い、令和5年度から条例及び施行規則に基づき事務処理を行うように改めた。

菊川総合支所市民生活課について

[指摘事項]

- (1) 現金の直接収納に係る事務において、以下の事項が見受けられた。下関市会計規則に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 金銭出納帳に収入金額及び支払金額が記載されていないもの。

イ アに起因して、現金出納報告書に記載された収納額及び払込額の合計額等が誤っているもの。

(改善措置状況)

ア 令和4年9月15日収入分及びそれにかかる市口座への払込の記載漏れについて、出納室に記入方法を確認し、出納帳へ12月分の記載時に9月分記入漏れを記載した。

イ ア同様に、出納室の指示により、12月分現金出納報告書の収納額及び市口座への払込額欄へ9月分記載漏れ額をプラスし、備考欄へ9月分記入漏れを記載の上、報告した。

なお、今後は日々の収納状況について、複数人で情報共有しあうとともに、金銭出納帳の月締め報告を行う際に、現金収納時に発行する領収書(控)と金融機関払込時に金融機関から受け取る領収証書を添付することで、金銭出納帳への記載漏れをチェックし、再発防止に努める。

菊川総合支所建設農林課について

[指摘事項]

(1) 道路の占用許可及び法定外公共物の使用許可に係る事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。関係規定に基づき適正に事務処理されたい。

ア 道路占用料及び法定外公共物使用料の減免について、それぞれ下関市道路占用規則第8条又は下関市法定外公共物の管理に関する条例施行規則第3条第2項に定める減免申請がなされていないにもかかわらず、減免を行っている事例が散見された。

イ 道路占用料を減免しているが、減免に係る意思決定が行われておらず、減免の理由や根拠規定が不明であるものが見受けられた。

ウ 法定外公共物使用料の算定において、適用する使用料単価を誤ったため、本来徴収すべき額よりも多い額を徴収していた。所要の措置を講じられるとともに、適正に事務処理されたい。

エ 下関市法定外公共物の管理に関する条例施行規則は全部改正され、令和4年4月1日に施行されているが、それ以降も、改正前の様式により法定外公共物使用許可書の交付等を行っていた。

(改善措置状況)

ア 担当職員は、道路占用料減免基準及び法定外使用料減免基準について再度確認を行い、今後は減免申請があるものについてのみ減免を行うよう、適正な事務処理を行う。

再発防止対策として、これまで申請なしに減免を行っていた申請者に対して、改めて申請主義である旨を周知し、申請書に漏れなく記載するよう促す。

また、申請書受付時に記載する管理簿に減免有無の項目を追加するこ

とで、記載漏れのダブルチェックを行う。

イ 起案文書作成時に、申請物件ごとの占用料の算定根拠及び減免に係る意思決定（減免理由及び根拠規定）を記載し、複数の職員による十分な内容確認を行うことで、適正な事務処理を行う。

ウ 過徴収については、返金に係る事務処理を行った。

今後は、起案時に使用料単価表を添付しチェックを行うこと、及び複数の職員による十分な内容確認を行うことで、適正な事務処理を行う。

エ 業務に関係する規則改正等の動向について常に注視し、改正があった場合は、所管課に詳細を確認の上、課内共有することで適正な事務処理を行う。

- (2) 農業集落排水施設占用料の減免について、道路占用料の減免基準である下関市道路占用料減免基準を準用し、減免を行っているが、当該減免基準を準用することの根拠や意思決定文書を確認することができなかった。関係規定に基づき適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

農業集落排水施設占用料の減免は、下関市農業集落排水施設の設置等に関する条例に、「市長は、公益上特別の事情があると認めた時は、占用料を減免することができる。」と規定されているため、今後は市長決裁により減免を行う。

以上